金属くず等－１　売払仕様書

品名	形状･寸法	数量	物品所在地
金属くず等	別紙写真参照	４山	保管場所一覧表参照

１．　本売払物件は、別紙保管場所一覧表の金属くず等（金属くず（廃バッテリー含む）及び廃油容器缶類(空き缶)）とする。

２．　本売払契約に関しては、大阪市契約規則、物品売払契約書その他関係法令を守り、本仕様書記載事項を確認のうえ入札を行うこと。

疑義のある場合は必ず入札前にこれをただし、落札決定後の異議申し立ては一切認めない。

３．　本契約は上記の見積に基づく定額契約とし、契約後においては事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更を一切認めない。

４．　入札希望者は当該物品の下見を必ず行い、「物品買受申込書」に主管局立会者の証印を受けること。証印のない入札は無効とする。

下見は、別紙保管場所一覧表の指示する日時で行うこととする。

５．　本売払物件の引取は、契約金を完納した後、当局の承認を得てから行うこと。また、引取る際に本市様式による受領書を提出すること。引取期限は、**令和８年１２月１７日**とし、期限内に必ず全ての引取を完了すること。（受領書の交付をもって適格請求書の発行を行うため、受領書に必要事項を記入のうえ、提出すること。）期限までに引取を完了しない場合は、本市契約規則第 56 条を適用し延滞違約金を徴収する。

６．　引取に際しては、事前に所管工営所等と詳細な打合せを行い、搬出作業についてその指示を受けること。

なお、引取日の前日まで連絡のない場合には、引取を拒否する。

７．　引取に際しては、契約者が必ず立会すること。なお、立会なき場合は引渡を拒否することがある。

８．　搬出時間は、**午前 10 時～正午・午後１時～4 時の間**とし、土曜・日曜・祝日等、所管工営所等が休みの場合は、搬出を認めない。

９．　本売払物件については、全て引取るとともに責任をもって処理し、不法投棄は一切行わないこと。

１０．契約者の責任に基づく理由により引取を中止した場合は、本市契約規則第 40 条及び第 61 条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。

１１．本売払契約締結後の本物件については、本市は一切の責任を負わないものとする。

１２．本仕様書に記載のない事項については、本市の解釈による。

本市担当者：大阪市建設局企画部工務課　　℡06-6615-6648

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　買受人は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

　また、買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　買受人は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

　また買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　買受人及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　買受人は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　売払人及び買受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

　買受人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、売払人が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

売払人と本契約を締結した買受人は、この契約の履行に関して、売払人の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに売払人の建設局総務部総務課（連絡先：06－6615－6436）に報告しなければならない。

保管場所一覧表

下見日時		保管場所	所在地	所管工営所
11月20日（金）	10:00～11:30	北港置場	此花区北港１－１	野田工営所
		西淀川残土置場	西淀川区福町２－３１	十三工営所
	13:30～15:00	鶴見1倉庫	鶴見区安田２	中浜工営所
		生玉材料置場	天王寺区生玉町５	田島工営所

此花区

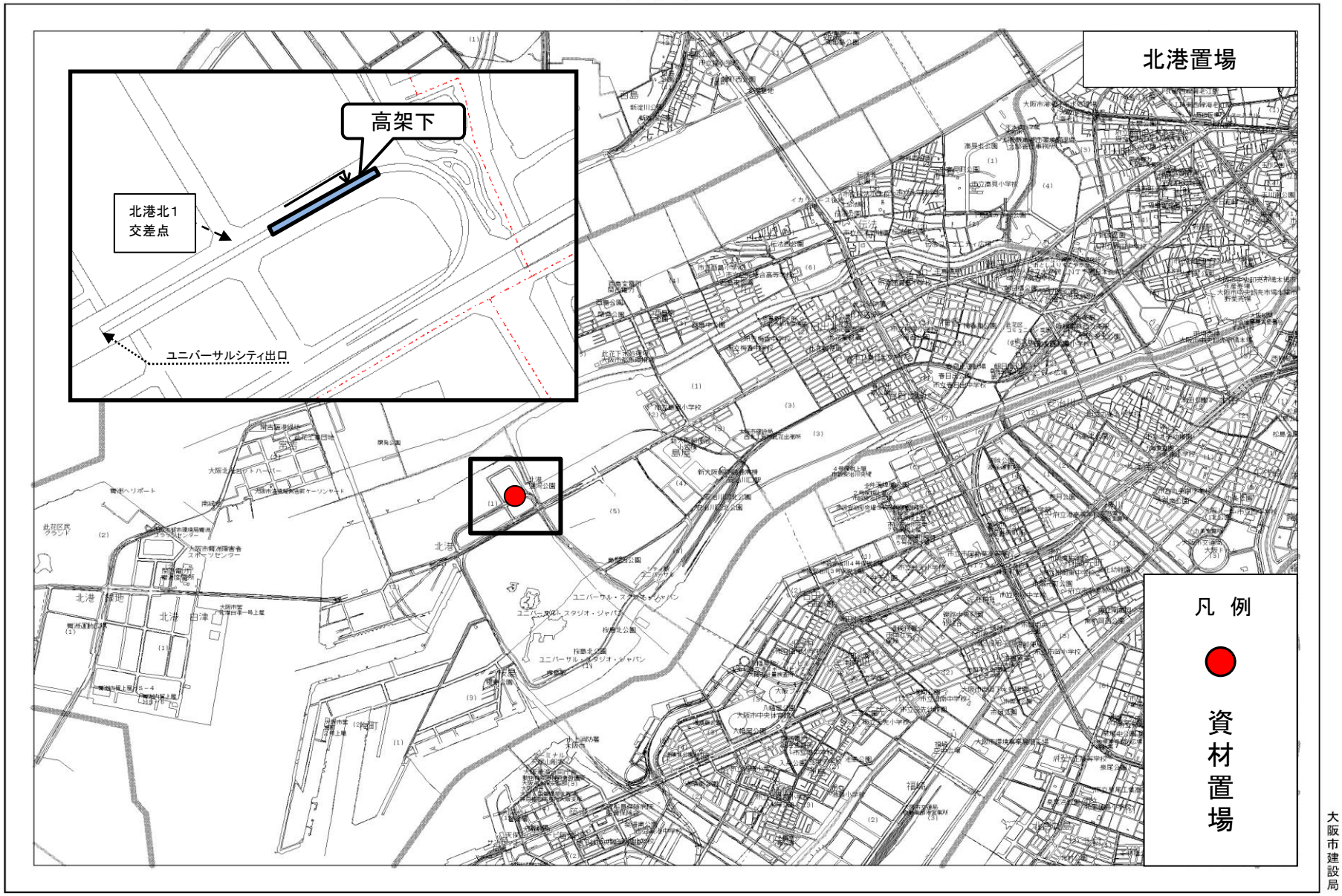

作成年月日：０７／１０／０９

大阪市建設局

～金属くず置き場現状写真～

（北部方面管理事務所野田工営所　北港置場）

- 幅　＝　10.0 m
- 高さ　＝　1.5 m
- 奥行き　＝　2.8 m

（撮影日：R8.5.25）

・廃バッテリー

西淀川区

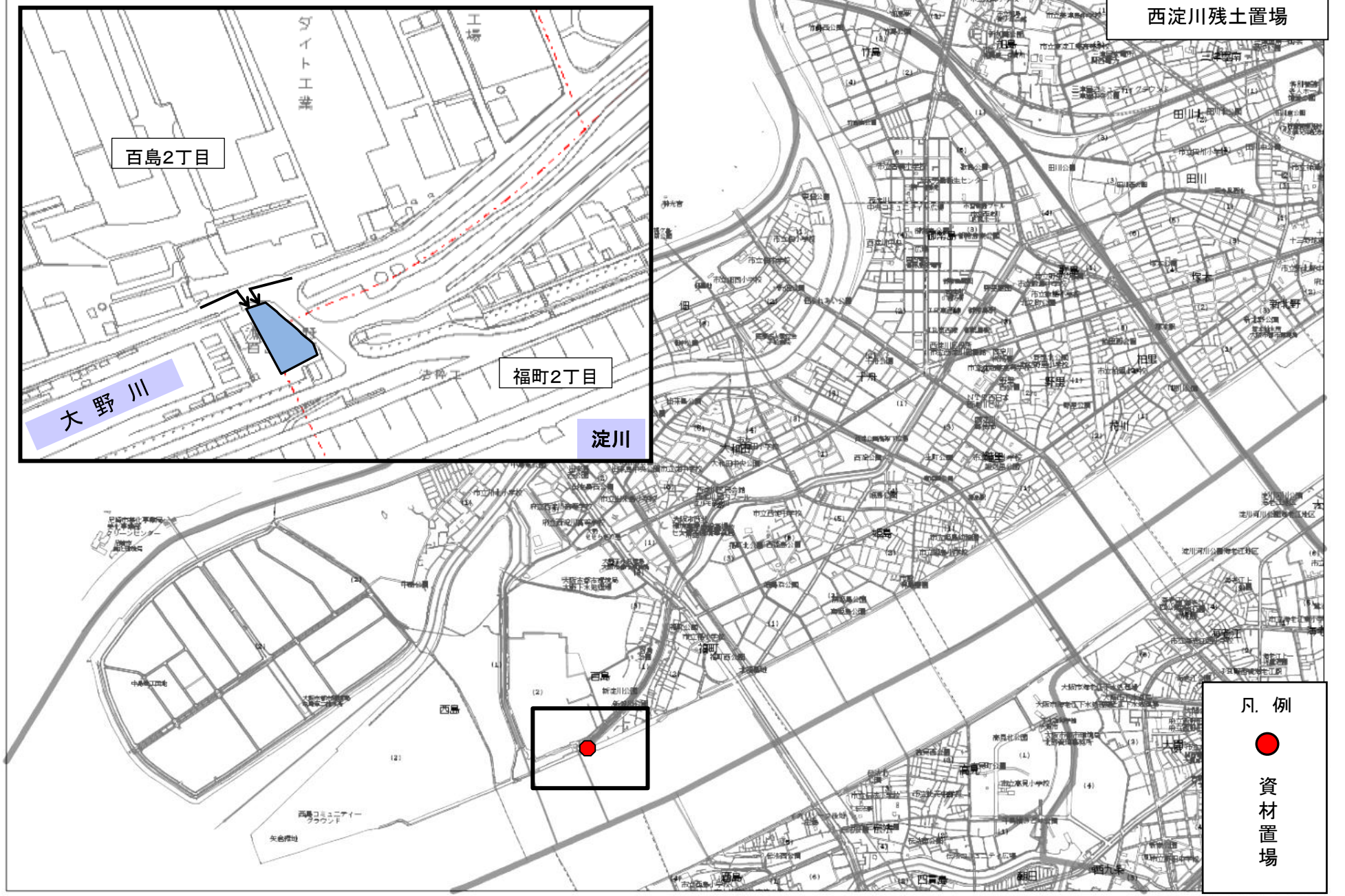

～金属くず置き場現状写真～

（北部方面管理事務所十三工営所　西淀川残土置場）

- 幅　＝　5.8 m
- 高さ　＝　1.0 m
- 奥行き　＝　5.0 m

（撮影日：R8.5.22）

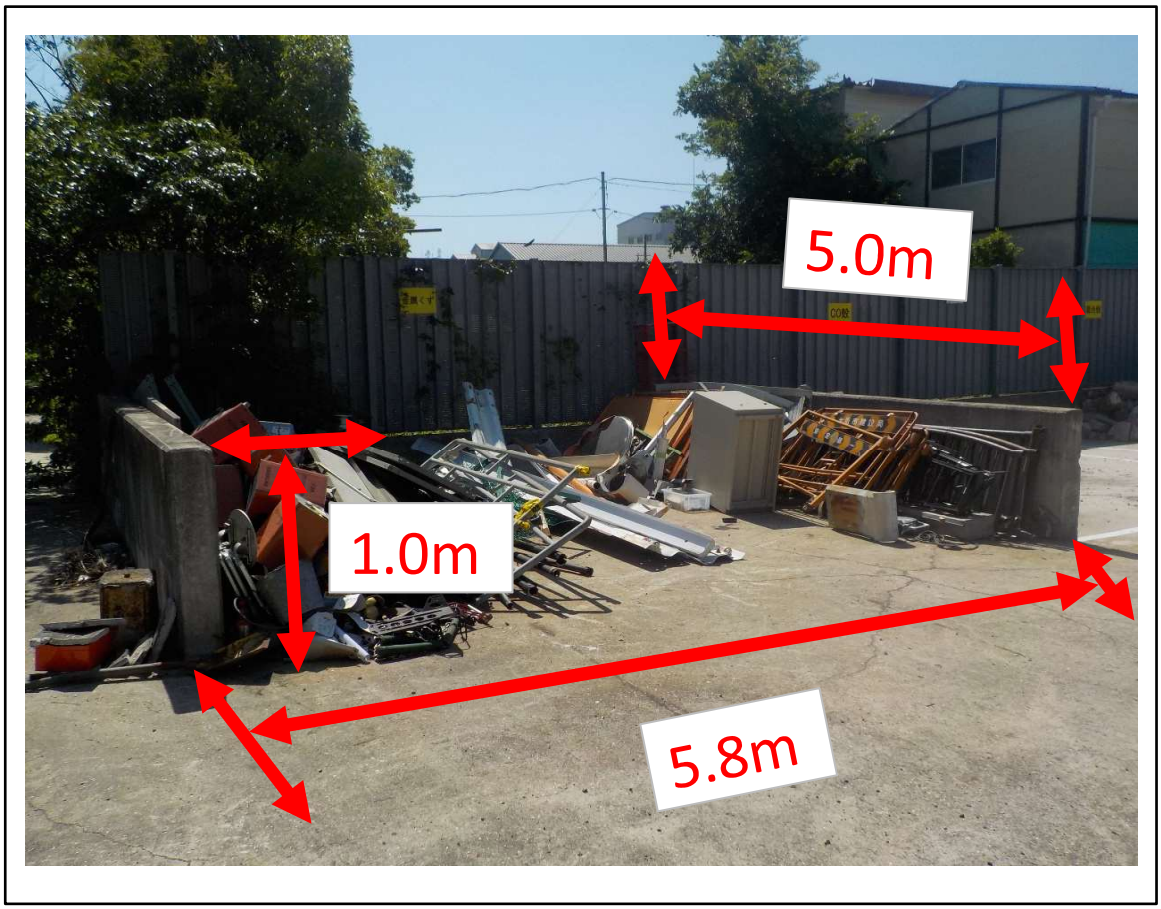

・スプレー缶等

鶴見区

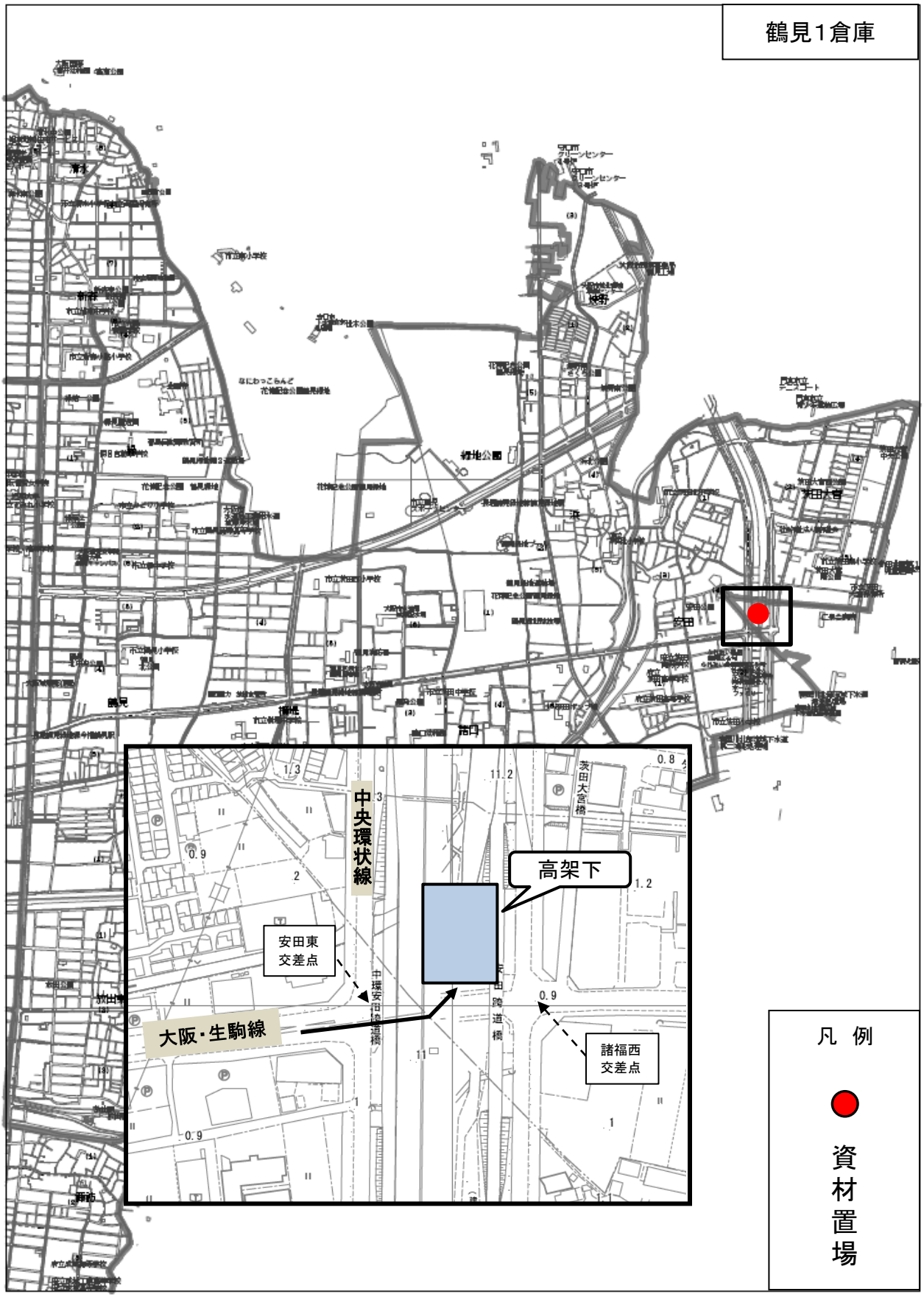

～金属くず置き場現状写真～

（東部方面管理事務所中浜工営所　鶴見第１資材置場）

- 幅　＝　4 m
- 高さ　＝　1.7 m
- 奥行き　＝　4.2 m

（撮影日：R8.5.14）

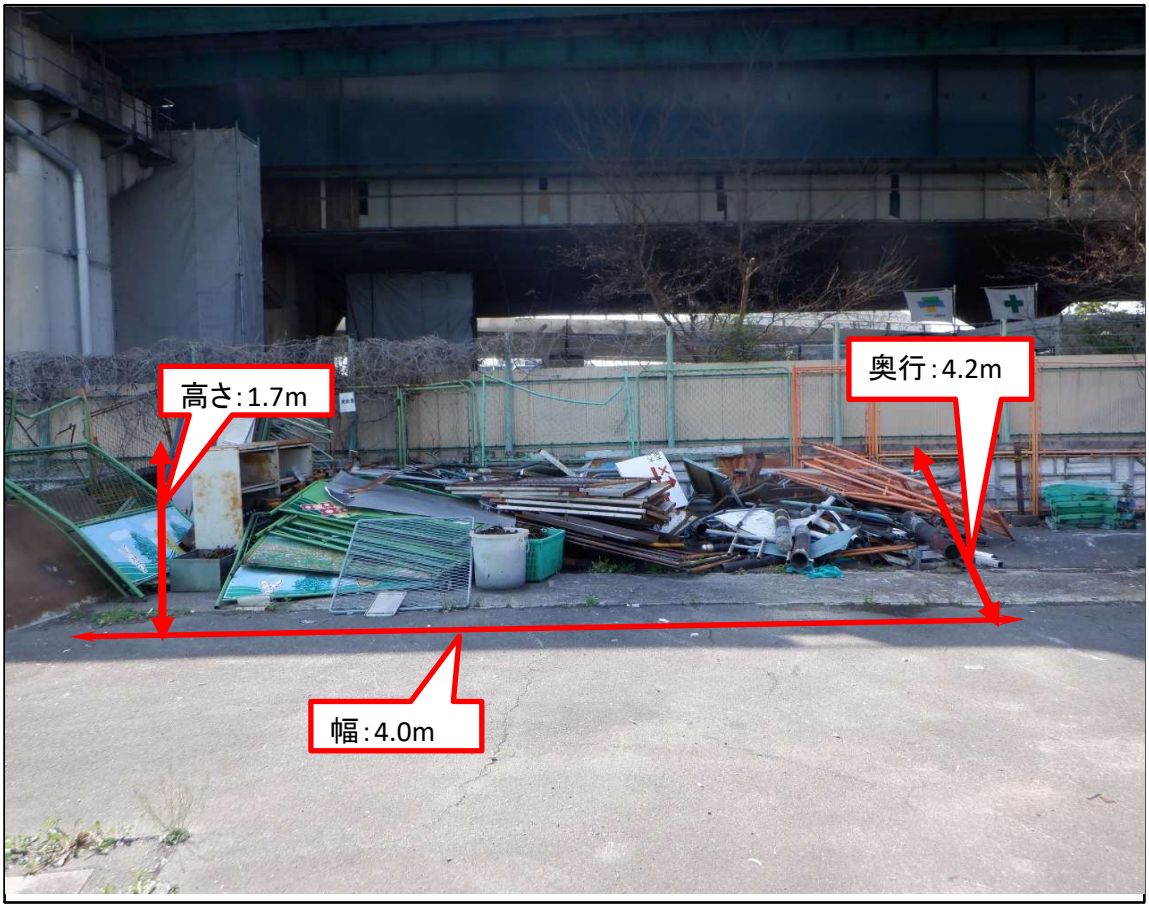

天王寺区

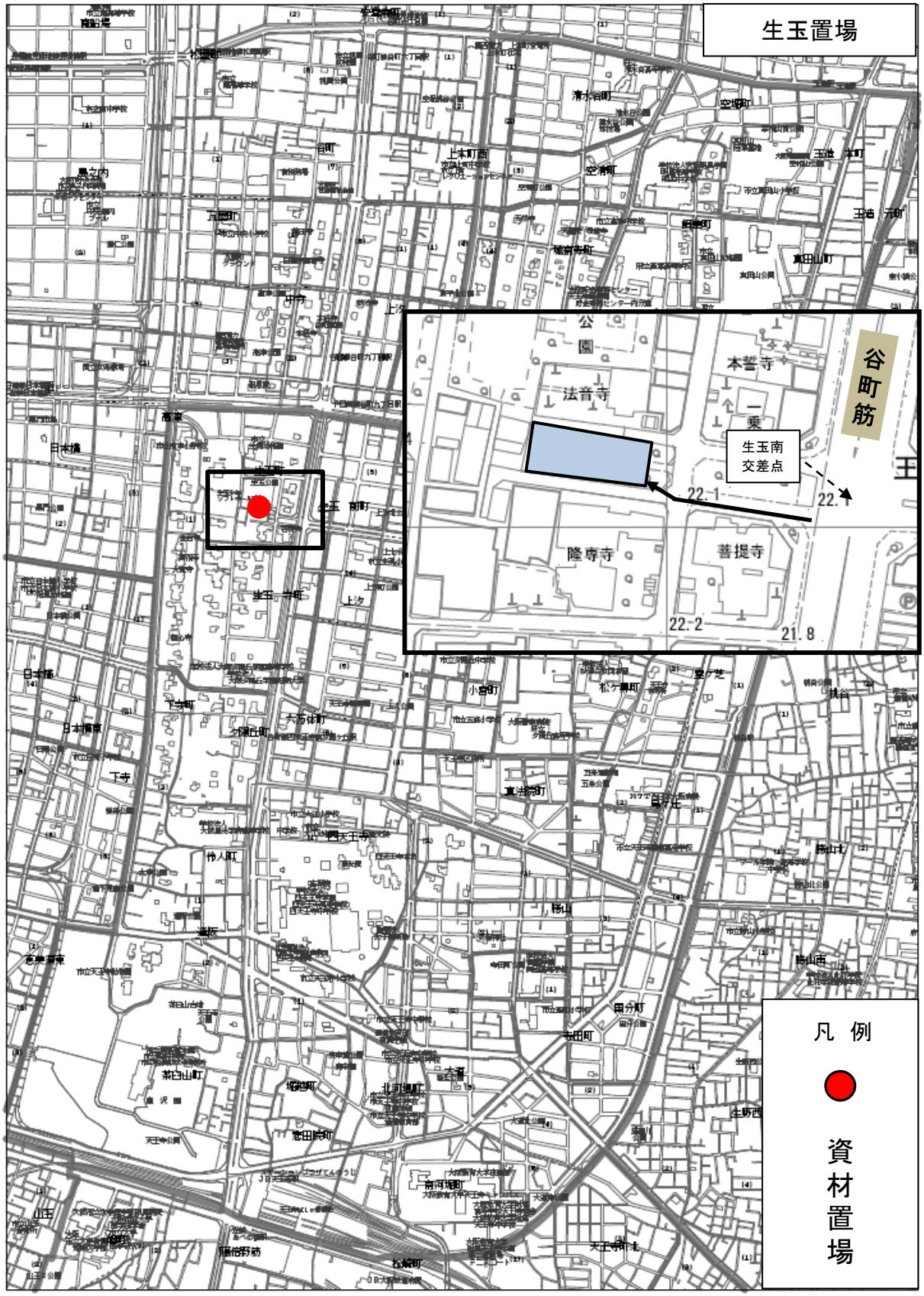

大阪市建設局

～金属くず置き場現状写真～

（東部方面管理事務所田島工営所　生玉置場）

- 幅　＝　4 m
- 高さ　＝　1.5 m
- 奥行き　＝　7 m
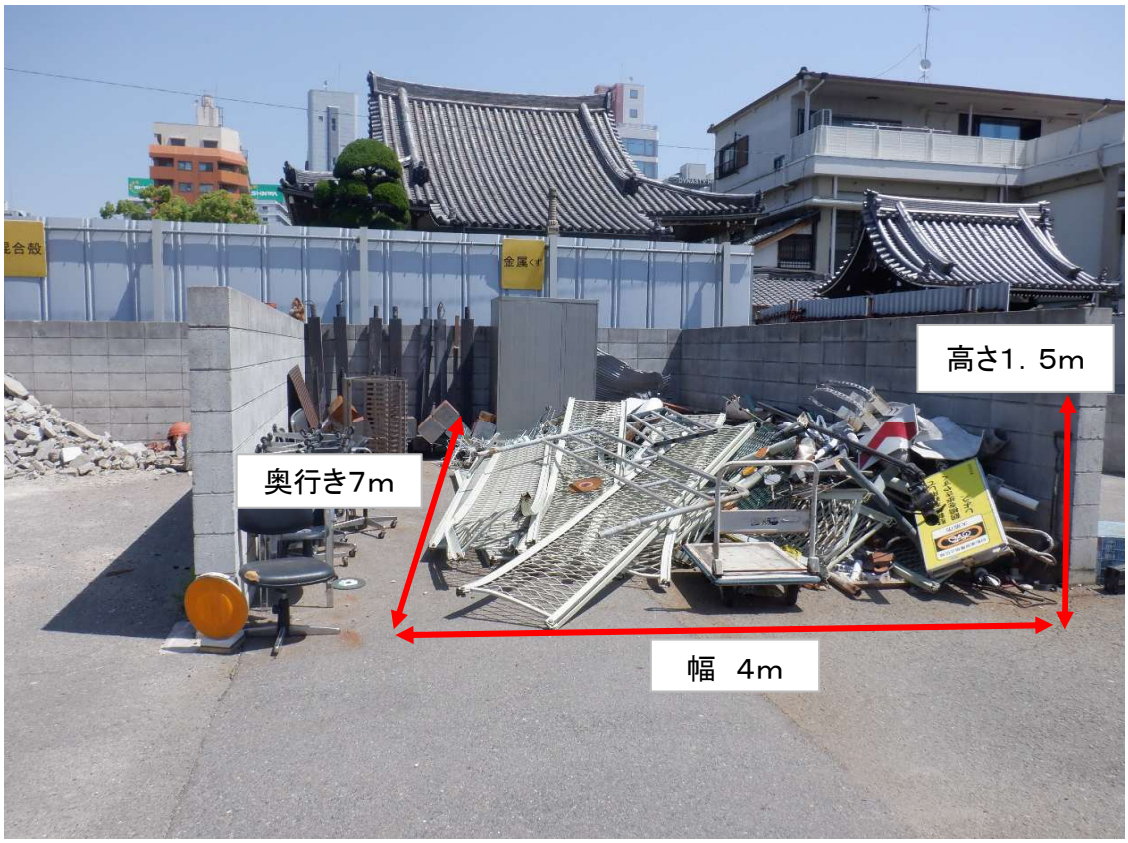
（撮影日：R8.5.18）